

横浜市福祉特別乗車券条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
横浜市福祉特別乗車券条例施行規則 平成 25 年 9 月 25 日 規則第 74 号 ※（第 1 条省略） （通用区間） 第 2 条 条例第 2 条に規定する規則で定める区間は、次に掲げる区間とする。 (1) 横浜市乗合自動車の横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和 27 年 12 月交通局規程第 9 号)第 2 条第 1 項に規定する普通系統、特殊系統及び深夜自動車普通系統の全区間 (2) 横浜市高速鉄道の全区間 (3) 株式会社横浜シーサイドラインが運行する金沢シーサイドラインの全区間 (4) 次条第 1 号から第 10 号までに掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の次に掲げる運行系統を除く運行系統の区間のうち横浜市内の停留所を含む区間(横浜市の外の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。) ア 定期観光運送(定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送することをいう。)を目的として定めた運行系統 イ 市内の停留所から羽田空港その他の空港までを結ぶ運行系統 ウ 市内の停留所から道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路又は高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道を運行し、かつ、座席の定員を超えて旅客を運送しない運行系統(ア及びイに掲げる運行系統を除く。) (5) 次条第 11 号に掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の協議運行系統(川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和 29 年川崎市交通部規程第 6 号)第 3 条に規定する協議運行系統をいう。)の区間であって、次条第 1 号から第 10 号までのいずれかに掲げる者と共同で	横浜市福祉特別乗車券条例施行規則 平成 25 年 9 月 25 日 規則第 74 号 ※（第 1 条省略） （通用区間又は区域） 第 2 条 条例第 2 条に規定する規則で定める区間又は区域は、次に掲げる区間又は区域とする。 (1) 横浜市乗合自動車の横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和 27 年 12 月交通局規程第 9 号)第 2 条第 1 項に規定する普通系統、特殊系統及び深夜自動車普通系統の全区間 (2) 横浜市高速鉄道の全区間 (3) 株式会社横浜シーサイドラインが運行する金沢シーサイドラインの全区間 (4) 次条第 1 号から第 10 号までに掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の次に掲げる運行系統を除く運行系統の区間のうち横浜市内の停留所を含む区間(横浜市の外の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。) ア 定期観光運送(定期に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送することをいう。)を目的として定めた運行系統 イ 市内の停留所から羽田空港その他の空港までを結ぶ運行系統 ウ 市内の停留所から道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路又は高速自動車国道法(昭和 32 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道を運行し、かつ、座席の定員を超えて旅客を運送しない運行系統(ア及びイに掲げる運行系統を除く。) (5) 次条第 11 号に掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の協議運行系統(川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和 29 年川崎市交通部規程第 6 号)第 3 条に規定する協議運行系統をいう。)の区間であって、次条第 1 号から第 10 号までのいずれかに掲げる者と共同で

運行する区間のうち、横浜市内の停留所を含む区間(横浜市の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。)

(平 28 規則 98・平 28 規則 114・平 30 規則 10・一部改正)

(運送事業者の範囲)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小田急バス株式会社
- (2) 神奈川中央交通株式会社
- (3) 株式会社江ノ電バス
- (4) 株式会社フジエクスプレス
- (5) 川崎鶴見臨港バス株式会社
- (6) 京浜急行バス株式会社
- (7) 相鉄バス株式会社
- (8) 大新東株式会社
- (9) 東急バス株式会社
- (10) 横浜交通開発株式会社
- (11) 川崎市

(平 28 規則 98・平 28 規則 114・平 30 規則 10・平 31 規則 10・一部改正)

※ (第 4 条～第 9 条省略)

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月規則第 98 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月規則第 114 号)

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 10 号)

運行する区間のうち、横浜市内の停留所を含む区間(横浜市の停留所において乗車し、かつ、降車する場合を除く。)

- (6) 次条第 12 号に掲げる者が運行する一般乗合旅客自動車の区間又は区域のうち、道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号) 第 4 条第 2 項に規定する地域公共交通会議 (横浜市が主催するものに限る。) が同意した区間又は区域

(平 28 規則 98・平 28 規則 114・平 30 規則 10・一部改正)

(運送事業者の範囲)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める一般旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小田急バス株式会社
- (2) 神奈川中央交通株式会社
- (3) 株式会社江ノ電バス
- (4) 株式会社フジエクスプレス
- (5) 川崎鶴見臨港バス株式会社
- (6) 京浜急行バス株式会社
- (7) 相鉄バス株式会社
- (8) 大新東株式会社
- (9) 東急バス株式会社
- (10) 横浜交通開発株式会社
- (11) 川崎市

- (12) 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) 第 4 条の許可を受け、かつ、同法第 9 条第 4 項による届出をした者又は同法第 21 条第 2 号の許可を受けた者

(平 28 規則 98・平 28 規則 114・平 30 規則 10・平 31 規則 10・一部改正)

※ (第 4 条～第 9 条省略)

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月規則第 98 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月規則第 114 号)

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 10 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 31 年 3 月規則第 10 号) この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 31 年 3 月規則第 10 号) この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。	この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 31 年 3 月規則第 10 号) この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 31 年 3 月規則第 10 号) この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 7 年〇月規則第〇号) この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
---	---